

## お知らせ掲示板

### くらし

#### 市営住宅の定期募集

**期** 3月1日(月)(入居予定日) **期** 既存団地の空室(募集案内に一覧を掲載)  
**【募集案内配布】期** 1月4日(月)~15日(金)(土日祝は開館施設のみ) **時** 午前9時~午後5時 **場** 市営住宅管理センター(市庁舎9階)、総合案内(市庁舎1階)、区役所およびまちづくりセンター(中央区役所および中央区まちづくりセンターを除く)  
**【申込】期** 1月6日(水)~15日(金) **申** 1月15日(消印有効)までに郵送で〒860-8601市営住宅管理センターへ  
**【抽せん会】期** 1月27日(水)、28日(木) ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため立会人のみ参加  
**【二次募集】期** 2月1日(月)~5日(金) **時** 午前9時~午後5時 **場** 市営住宅管理センター(市庁舎9階) ※2月1日(月)のみ市庁舎14階大ホール **期** 一次で申し込みのなかった既存団地の空室(先着順)  
**【共通】問** 中央・北・西区は(☎327-5101)、東・南区は(☎311-7833) 詳しくは、市ホームページへ。(市営住宅課 ☎328-2461)

#### マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスを休止します

システムメンテナンスのため、証明書コンビニ交付サービスを休止します。ご理解とご協力をお願いします。  
**【休止期間】** 1月23日(土) 終日  
**【対象証明書】**  
 ・住民票の写し(本人・世帯全員・世帯の一部)  
 ・印鑑証明書  
 ・市県民税(所得・課税)証明書  
 ・戸籍全部事項・個人事項証明書(戸籍謄本・戸籍抄本)  
 (地域政策課 ☎328-2067)

#### 1月は市県民税第4期の納期です

納期限は2月1日です。納期限までに支払いください。市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関、郵便局またはインターネットで申し込みください。  
 また、スマホ・タブレット端末を利用して、クレジットカードによる納付もできます。詳しくは市ホームページへ。  
 (納税課 ☎328-2204)

#### 若者消費者110番

「成人の日」にあわせて、若者を対象に、時間を延長して消費生活相談を行います。一人で悩まず、まずは相談しませんか?  
**■消費生活相談員による相談**  
**期** 1月7日(木)~8日(金) 午前9時~午後6時(受付は午後5時半まで)  
**■弁護士による相談**  
**期** 1月8日(金) 午後2時~4時(1人30分) **申** 1月7日までに電話で消費者センター(☎353-2500 平日午前9時~午後5時)へ  
**■消費者センターでの相談**  
**場** 自転車駐車場5階 **申** まずは電話(☎353-2500)で相談ください

#### 人づくり基金 令和3年度前期援助申込者募集

**期** 社会のさまざまな分野で将来の本市のリーダーとしての役割を果たすことができる人材を育てることを目的に、研修費用などを援助します

援助内容	援助限度額
海外研修	100万円 (旅費の一部を加算)
国内研修	50万円
褒賞	30万円

**期** 市内に住む方、市内に本拠地または事務所を有する団体 ※選定委員会での審査有。※令和3年4月から9月までに開始する研修などが対象。  
**申** 1月4日~2月15日までに直接文化政策課へ ※要事前相談  
**■人づくり基金への寄附を随時募集しています**  
 詳しくは、文化政策課(☎328-2039)へ。

#### ごみ出し3原則を守りましょう!

- ① **きちんと分別しましょう**  
 ・分別の種類は「家庭ごみ・資源収集カレンダー」で確認ください。
- ② **決められた日の朝8時半までに出しましょう**  
 必ず、当日の朝から出してください。
- ③ **決められた場所に出しましょう**  
 ・ごみの種類によって収集場所が異なる場合がありますので、ご注意ください。

・各町内自治会(集合住宅の場合は管理者)などで決められた場所に出してください。出す場所が分からない場合は、近所の方に尋ねるか、地元の町内自治会もしくは住宅の管理者等にお尋ねください。  
 ・ごみステーション(ごみ収集場所)は、利用者で管理することになっています。交代で掃除するなど、ごみ収集場所の清潔保持に努めましょう。

「3分で分かる!熊本市のごみ出しルール&リサイクル」動画をYouTubeで公開中! → (ごみ減量推進課 ☎328-2365)



#### 男女共同参画活動を行うグループを支援します

**期** はあもにいを拠点に、男女共同参画推進に関する活動を行うグループを支援 **期** 発足して3年未満のグループ **定** 5グループ程度(書類選考・面接) **申** 2月19日までに、申請用紙を持参または郵送、メール(info@harmony-mimozza.org)で 〒860-0862中央区黒髪3丁目3番10号男女共同参画センターはあもにい(☎345-2550)へ ※申請用紙ははあもにい窓口またはホームページで入手可 ※メールで提出した方は必ず電話ください

#### 信号機のない横断歩道は歩行者優先です

横断歩道は歩行者優先です。ドライバーには横断歩道等手前での減速義務や停止義務があります。ドライバーも歩行者も交通ルールをしっかりと守り、「てまえ運動」を実践しましょう。  
**■てまえ運動とは**  
 ・歩行者は、「手を前」に出してドライバーに合図  
 ・車は、横断歩道の「手前」で停止  
 ・ドライバーは、「手を前」に出して歩行者に合図  
**■運転者のルール**  
 ・横断歩道等に近づいたときは、その手前で停止できる速度で進行しなければなりません。(横断しようとする歩行者等がいけないことが明らかでない場合を除く)  
 ・歩行者等が横断歩道等を「横断している」ときや「横断しようとしている」ときは、横断歩道等の手前で一時停止し、歩行者等に道を譲らなければなりません。  
**■歩行者のルール**  
 ・横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。  
 ・「歩行者横断禁止」の標識があるところや、道路は斜めに横断してはいけません。  
 (生活安全課 ☎328-2397)

#### 新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置(令和3年度分に限る)

**受付期間** 2月1日(月)まで  
**対象者** 市内に対象資産を所有している中小企業者・中小事業者 ※性風俗関連特殊営業を除く  
**対象資産** 「事業用家屋」および「償却資産」  
**適用条件** 令和2年2月~10月の任意の連続する3か月間の売上高が前年の同期間と比べて次のとおりであること。  
 50%以上減少⇒全額軽減  
 30%以上50%未満減少⇒1/2軽減  
 ※事前に「認定経営革新等支援機関等」の確認を受ける必要があります。  
 詳しくは、市ホームページへ。  
 (固定資産税課 ☎328-2195)



#### 一般競争入札で市有地を売却します

No	物件の所在	登記地目	地積(m <sup>2</sup> )	最低売却価格(円)	用途地域	申込受付
1	中央区黒髪5丁目133番 他1筆	宅地・山林	851.74	27,426,028	第1種中高層住居専用区域	1月4日~29日に資産マネジメント課(☎328-2845)へ
2	中央区薬園町249番	宅地	149.16	13,170,828	近隣商業地域	
3	西区河内町河内1454番77	宅地	330.26	4,227,328	都市計画区域外	
4	中央区南熊本2丁目4番1	宅地	61.52	1,833,296	商業地域	

**入札日時** 3月1日(月)午前10時から物件ごとに随時 **入札場所** 市庁舎6階 入札室(予定)  
 ※入札の参加資格や手順、物件の詳細など、詳しくは、市ホームページ(12月25日公開予定)へ。  
 ※入札者のいない物件、または落札されなかった物件は先着順で売却します。

### くらしの中の人権 86

#### 犯罪被害者等の人権

誰もが突然、犯罪に巻きこまれ被害者となってしまう可能性があります。決して他人ごとで済まされるものではありません。  
 犯罪被害に遭われた方やその家族の方々は、事件そのものに関する精神的負担や経済的・時間的な負担だけでなく、マスメディアによる取材や報道などで平穏な私生活が侵害されるなどの二次的な被害にも苦しんでいます。  
 これらの問題は、被害者が自力で解決することは難しく、社会的な支援が必要となります。  
 本市では、被害者からの相談や支援を行う「くまもと被害者支援センター」の活動を支援するほか、被害者支援に関する案内窓口を各区役所等に設置するなど、被害者の実情に応じた各種支援に取り組んでいます。  
 みなさんも犯罪被害者やその家族に対する理解を深め、人権に配慮した行動をとりましょう。  
 (人権政策課 ☎328-2333)

### パブリックコメント結果公表

**介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(素案)**  
**担当課** 介護保険課(☎328-2347)  
**閲覧期間** 1月4日(月)~2月3日(水)

**住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価書(素案)**  
**担当課** 地域政策課(☎328-2031)  
**閲覧期間** 1月4日(月)~2月3日(水)

**個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(素案)**  
**担当課** 市民税課(☎328-2181)  
**閲覧期間** 1月4日(月)~2月3日(水)

**まちなか駐車場適正化計画(素案)**  
**担当課** 都市整備景観課都市デザイン室(☎328-2538)  
**閲覧期間** 12月21日(月)~1月21日(木)

**閲覧場所** 担当課、情報公開窓口、区役所(中央区を除く)、市ホームページなど